

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会 運営要領（案）

平成 26 年 7 月 18 日
消 費 者 庁
検 討 会 決 定（案）

1. 座長は、消費者庁長官の指名に基づき決定し、検討会の進行を務める。
2. 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。
3. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を、検討会に参加させることができる。
4. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. 検討会の撮影及び中継は不可とする。（報道関係者が、会議の冒頭等において全体の風景を撮影する場合を除く。）
6. 検討会での配布資料は原則として検討会終了後ホームページにて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる。
7. 検討会終了後、議事録を作成し、これをホームページにて公表するものとする。
8. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。
9. 検討会の庶務は、消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。